

参議院社会労働委員会會議録第十九号

昭和四十五年五月十一日(月曜日)
午後二時三十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐野 芳雄君
理事 上原 正吉君
鹿島 俊雄君
吉田忠三郎君
渋谷 邦彦君

委員

黒木 利克君
高田 浩運君
山崎 五郎君
山下 春江君
横山 フク君
占部 秀男君
大橋 和孝君
中村 英男君
藤原 道子君
中沢伊登子君
藤原 道子君
占部 秀男君
渋谷 邦彦君

衆議院議員

社会労働委員長
代理理事

栗山 ひで君

国務大臣

厚生 大臣 内田 常雄君

政府委員

厚生大臣官房長 戸澤 政方君
厚生省環境衛生局長 金光 克己君
厚生省医務局長 松尾 正雄君
厚生省社会局長 伊部 英男君

事務局側

厚生省児童家庭局長 坂元貞一郎君
厚生省保険局長 梅本 純正君
厚生省年金局長 廣瀬 治郎君
社会保険庁年金保険部長 穴山 徳夫君
常任委員会専門員 中原 武夫君

本日の会議に付した案件

- 船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 衛生検査技師法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(藤原道子君外一名発議)
- 食品衛生法等の一部を改正する法律案(渋谷邦彦君外一名発議)
- 児童手当法案(渋谷邦彦君外一名発議)
- 心身障害者対策基本法案(衆議院提出)
- 社会保障制度等に関する調査(厚生保護法の一部改正に関する件)

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

船員保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。内田厚生大臣。

○国務大臣(内田常雄君) ただいま議題となりました船員保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、業務災害による障害者等の福祉の向上をはかるため職務上の事由による年金の額

を引き上げるとともに、業務災害防止の推進と災害補償に相当する給付にかかる保険料の負担の公平をはかるため、災害発生率に応じて個々の船舶所有者の災害保険料率を変更できることとする。これをその趣旨とするものでありまして、その内容は次のとおりでございます。

改正の第一は、年金部門における職務上の事由による年金の給付水準の改善でございます。

これは、今回の労働者災害補償保険の障害補償年金及び遺族補償年金の給付水準の引き上げに見合せて、船員保険におきまして職務上の事由による障害年金及び遺族年金の給付水準の引き上げを行なうとするものでありまして、その内容は、障害年金につきましては、廃疾の程度が一般から四級までの年金について、その年金額の算式の中の最終標準報酬月額に乘する月数が現行八・〇月から六・〇月まででありますのを九・三月から六・四月までに変更、遺族年金につきましては、その年金額を算出する算式中最終標準報酬月額に乘する月数現行五月を五・五月に改めることとしたこととあります。

改正の第二は、百人以上の被保険者を使用する船舶所有者については、災害補償に相当する給付にかかる保険料について、いわゆる個別メリット保険料率を適用できることとするものでござい

ます。労働者災害補償保険におきましては、すでに保険料のメリット制が実施されておりますが、船員保険におきましても船舶所有者ごとの災害発生率を保険料率に反映させることにより、船舶所有者の災害防止努力を経済的な側面からさらに推進するとともに保険料負担の公平をはかるため、政令で定めるところにより、同様の制度を実施しようとするものであります。

改正の第三は、既裁定の職務上の事由による年金の年金額を改定する措置についてであります。

船員保険の職務上の事由による年金は、廃疾または死亡の原因となった疾病または負傷の生じた時点の標準報酬月額を基礎として年金額を計算することとなり、受給権を取得してから相当期間経過している年金の額と、新たに受給権を得る年金の額とを比べますと、賃金の上昇等の影響もあり、相当の格差が生じてまいりましたので、さしあたり、この格差を政令の定めるところにより是正できるように措置しようとするものであります。

改正の第四は保険料率の改定についてであります。

現在年金部門の災害補償に相当する給付にかかる保険料率は千分の十四となっており、財政再計算の結果及び今回の職務上の事由による年金の給付改善に伴う所要料率を考慮して、昭和四十五年十一月一日から同年十二月三十一日まで、これを千分の二十に、また、昭和四十六年一月一日からはさらに既裁定の職務上の事由による年金の給付改善分に要する料率を加えて千分の二十一にそれぞれ改定を行なうこととしたしております。

最後に、実施の時期につきましては、職務上の事由による年金の給付水準の改善に関する事項は昭和四十五年十一月一日から、個別メリット保険料率の適用に関する事項及び既裁定の職務上の事由による年金の年金額の改定に関する事項は昭和四十六年一月一日からといたしております。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐野芳雄君) 本日は、本案に対する趣旨説明の聴取のみにとどめておきます。

○委員長(佐野芳雄君) 衛生検査技師法の一部を

改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。内田厚生大臣。

○国務大臣(内田常雄君) ただいま議題となりました衛生検査技師法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。最近における医学の進歩に伴い、疾病の診断または治療のための検査、なかんずく、脳波検査、心電図検査等の生理学的検査が医療上占める役割りは、ますます重要性を増しつつあります。

しかしながら、現在の衛生検査技師は、これらの生理学的検査を行なうことができません。また、従来からその業務範囲とされている検査についても、逐次新しい技術が開発され、このように高度化する検査技術を修得するには、現行の高校卒業後二年の修業年限では不十分であり、このため修業年限を延長し、その業務範囲を拡大すべきことが強く要請されております。

さらに、これらの検査が重視されてきたことに伴い、診療所等から委託を受けて検査を行なう施設が増加しているのがありますが、これらの施設に対しては、現行法上何ら規制が行なわれておりません。

このような実情にかんがみまして、衛生検査技術者制度を改善し、その資質の向上をはかることにも検査施設に対する行政措置を強化するため、この法律案を提出した次第であります。

次に改正案の内容についてその概略を御説明申し上げます。

改正の第一点は、検査業務の適正な運用を確保するため、新たに臨床検査技師の制度を設け、生理学的検査をも担当し得るようにいたしましたことであります。

この法律案では、臨床検査技師は、厚生大臣の免許を受け、臨床検査技師の名称を用いて、医師の指導監督のもとに、これらの業務を行なう者を言うこととし、高校卒業後三年以上必要な知識及び技能を修得し、臨床検査技師国家試験に合格した者にその免許を与えることとしております。

また、これに関連して、従来の衛生検査技師につきましても、その免許を厚生大臣の免許に改め、医学、歯学、獣医学、薬学等の課程を修めた大学卒業等によるのみ、これを与えることとする改正等を行なうこととしております。

なお、経過的な特例として、この法律の施行の際現に衛生検査技師である者等が、厚生大臣の指定した講習会の課程を修了したときは、臨床検査技師国家試験の受験資格を認める等所要の経過措置を講ずることとしております。

改正の第二点は、診療所等から委託を受けて検査を行なう施設について、構造設備、管理組織等が一定の基準に適合したものに限り、都道府県知事の登録を受けることができることとし、登録を受けた検査施設でなければ、登録衛生検査所またはこれにまさるわし名称を用いることができないこととしたことであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐野芳雄君) 本日は、本案に対する趣旨説明の聴取のみにとどめておきます。

○委員長(佐野芳雄君) 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(参第一七号)を議題といたします。

発議者から趣旨説明を聴取いたします。藤原道子君。

○藤原道子君 ただいま議題となりました保健婦助産婦看護婦法の一部改正案について、提案理由とその内容の概要を御説明申し上げます。

一昨年春ごろから全国各地の病院で、看護婦増員のための夜勤制限闘争が相次いで起こりました。夜勤回数が多いため過労で倒れたり、やめていく看護婦がふえたため、看護婦が「夜勤を月八日以内に減らし、夜勤人員を二人以上」というスローガンを掲げて、みずからの生活と権利を守るため、さらに国民の医療を守るために立ち上がったのであります。

看護婦の労働がいかに過酷なものであるかは、平均月十回、個々には二十回にも及ぶという夜勤は、労働医学調査によつて、婦人労働の限界を越えていることが明らかにされました。また労働省の調査によると九〇％に及ぶ労働法違反率があり、そのうち労働時間の違反は五五％を占めており、労基法に定められた婦人労働者に対する諸権利を踏みにじられているのであります。

一方患者四人に看護婦一人の基準は二十年も前に定められたもので、二十年の間には国民の受療機会が増大し、医療機関、ベッド数も増加しており、医学の進歩により医療内容が複雑になり高度化し人手をより多く必要とするようになっております。そのうちに二十年前の基準ではとても対応し切れなくなっているものであります。すべて看護婦の労働強化となるのであります。

このような過重労働と月の半分は夜勤という変則的な生活は健康をむしばみ、看護婦のうち約半数で異常産と、一般労働婦人の二倍もあるということは母体の破壊がひどいことを示すものであります。

看護業務の不明確さは診療の補助と称して診療の代行をしいられ、その一方で人手不足のため雑役まで負わされ、看護婦本来の仕事は三分の一しか行なわれていないのが実情であります。

人の健康と命を守る病院において、看護婦は限界を越える労働をしいられており、こうした看護労働により日本の医療はささえられているといつても決して過言ではありません。

他産業では例を見ない過重労働を強要されながら、その賃金はきわめて低いものとなつております。たとえば学校の教員、他の医療職の栄養士、薬剤士より低いのであります。

看護婦はこれまで独身で寄宿舎生活が中心でありましたが、最近では結婚する看護婦がふえ、五〇％近くが既婚者であります。しかし相妻わらず独身者中心の勤務体制であり、経験を経た長年勤務の看護婦は高くつくので敬遠され、保育所要

求の声があつても認められず、全国七千病院のうち保育施設を持つ病院はわずか一％でしかありません。

これではからだが続くはずはなく、家庭と両立させることは困難であります。そのため年間養成人員の半分に匹敵する看護婦が毎年退職しており、その結果看護婦有資格者の半数も働いていないという事態を招いているのであります。

看護婦養成について国は無計画であり、それぞれの医療機関や医師会などにまかせて全く無責任であります。こうした企業に隷属した診療費による私利性格を持つ現在の養成制度も看護婦不足をもたらした一因であります。

看護婦不足はここ十年來叫ばれており、私たちはこれまでに国会で何度も看護婦問題を取り上げ、その原因について明らかにし、解決を要求してまいりました。これに対し政府は何をしてきたでしょうか。わたくしたちの意見には耳をかさず、また三十六年春の「病院経営管理改善懇談会」の「看護管理について近代化を進め、待遇改善や、看護要員確保のための需給計画を立てるべきである」との報告、また三十九年には「看護制度に關して有識者の意見を聞く会」が「看護婦の給与、勤務条件を改善し、養成は学校教育法の学校でやり、公的養成施設の財政援助をふやせ」との中間報告など、他にも多くの政府機関が看護婦問題についての答申、報告を行なつており、昨年六月には参院社労委員会「看護職員の不処遇に關する決議」が採択されているのであります。

意見もまた無視されておられ、答申、報告に基づき実現したのは、奨学金制度、潜在看護婦の再教育講習、夜勤手当の支給、進学コースの設置等こまかいことばかりであり、また今回も不足が社会問題化するや、大量に養成する必要があるのに、養成制度に問題のポイントをすりかえてしまつていたのであります。

医学の進歩に見合った高度な看護が要求されているときに、これに逆行して短期養成の准看が大

量に養成され、看護業務の主体となることは、總体的看護の質の低下を招くことになり、制度の改善にはなりません。

この高卒一年養成のねらいが不足を理由に安上がり看護の養成を定着させようとすることにあり、ここに政府の低廉政策を著々と進める姿が端的に見られるのであります。

また、現在の診療報酬では看護を手厚くするより、医師は収入になる投薬、検査に力を入れることになるのであります。看護は命を守るためにどうしても必要なサービスであります。この看護問題が根本的に解決されるかどうかは、日本の医療が今後どういふ方向に進むのか、すなわちまず普及化するのか、あるいは国民のための真の医療保障となるのか、医療制度のあり方に深くかかわる問題であります。したがっていましてこそ根本にメスを入れないとますます解決をむずかしくするばかりであります。

医療に携わる女子労働者の生活と権利を守り、国民が安心して医療サービスが受けられる環境条件を整え、国民のための看護体制を確立するには、まず人事院判定を全病院で漏れなく実施し、大幅に労働条件を改善し、専門職にふさわしい賃金を保障することです。そして既婚看護婦が家庭と両立できる諸条件の改善、とりわけ保育所の完備は急がなければなりません。これら改善により定着率を高め、潜在看護労働力の職場復賃を促進させることが可能となります。こうした婦金、労働条件の改善こそ看護婦不足解消の基本であります。そして養成は企業に従業員から切り離し、学校教育法に基づき、公費で計画的な養成を行ない、需給のアンバランスを解消すること、准看護制度をなくし、准看護資格の受験機会を多くし、看護婦資格を一本化する。以上が早急に同時に行なわれる必要があります。

将来は予防、治療、後援にわたる総合的な医療に対応するため、保健婦、助産婦、看護婦の資格を含む総合看護婦資格制度が必要であると考えますが、当面する問題として、看護婦の身分を確

立し、地位を向上させるため看護制度を一本化するともに、わが国の看護水準を総体的に向上させつつ、看護婦の充足をはかっていくことが、いま緊急の課題であります。

以上がこの法律案を提案いたします理由であります。

次にこの法律案の内容を簡単に御説明申し上げます。

第一に医療技術の高度化に伴い、看護婦の質を高め、社会的地位を向上させるため、経過期間を置いて准看護は廃止して看護婦資格を一本化する。経過期間は四年間とし、昭和四十九年四月からは新規の准看護養成を行なわないこととする。現に准看護である者が進学コースに進んだ場合を除いて、准看護婦として引き続き業務ができることとした。

第二には養成課程の一本化であります。

医学の進歩に対応するため養成は短大を含め、高卒後三年以上の大学課程のみとすることにした。

第三は養成施設に対する国庫補助であります。養成は国の責任で計画的に行なうものとし、大学課程としての養成施設には、施設費、運営費の二分の一を国庫補助することを義務づけ、経過的に存続を認められる大学以外の養成施設にも二分の一以内の国庫補助ができることにいたしました。

さらに看護学生に対し修学資金貸与すること、准看護婦が実務六年の経験を経て厚生大臣の定める養成課程を受けた者は国家試験を受けることができることといたしました。

以上この法案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されるようお願いいたします。

○委員長(佐野芳雄君) 本日は、本案に対する趣旨説明の聴取のみにとどめておきます。

○委員長(佐野芳雄君) 食品衛生法等の一部を改正する法律案(参議院第十九号)を議題といたします。

正する法律案(参議院第十九号)を議題といたします。

発議者から趣旨説明を聴取いたします。洪谷邦彦君。

○洪谷邦彦君 ただいま議題となりました食品衛生法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

従来の食品衛生行政の重大な欠陥は、一口でこれを言うならば、国民の生命と健康の尊重という最も大事なことが行政の目的として認識されていなかったということであり、このため、食品衛生行政はその本来の目的から逸脱して、ややもすると食品メーカーにとって都合のよい運用を行なう結果になっております。

このようになった最大の原因は、現行食品衛生法の不備によるものであると思ひます。すなわち現行食品衛生法は飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的としているにすぎないのであります。有毒、有害な食品の販売の禁止、食中毒の発生防止が施策の中心でありました。このため、長年月にわたる飲食によつて起こる健康障害、ガン、循環器障害等に対しては全く無策であるばかりでなく、より栄養に富み、より一般の嗜好に合った食品を、国民に提供するという点については、全く何らの配慮もなされておられません。

さらに、いわゆるろそき食品、偽和食品のほんらんに對しても有効な措置をとることができない現状であります。

公明党は、国民の健康の保持、増進の見地から食品等を規制し、もつて栄養に富みかつ国民の嗜好に適した食品を確保し、よつて快適な食生活をいつても、だれでもが享受できることを望むものですが、当面食品等に関し人の健康の保持をはかるために必要な規制を行なうことにより有害食品、不良食品、不当表示食品等によつてこころむる肉体的、経済的損失から国民を守るという立場から、食品衛生法を食品法に改正し、国民の健康で文化的な生活を保障しようとするものであります。

次にこの法律案のおもな内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、現行法においては食品、添加物、器具または容器包装の製造の基準、成分の規格標示の基準等は公衆衛生の見地から行なうことになっておりましたが、人の健康の保持をはかるための見地からの規制に改めまして、個々人の健康が確保され、食品等に伴う健康破壊の絶無を期することを目的とするとともに、新たに一般消費者が食品や添加物の購入に際して、容易に食品等の適切な選択ができるように表示が適正に行なわれるようにすることを目的に加えております。

第二に、第一の目的で述べておりますように、食品等の製造等の基準やその成分の規格等は、人の健康の保持をはかるため行なえるようにし、さらにはいままでややもするとな行なわれることが少なかった名称制限、たとえば一定の成分規格に達していない食品については、一般に通用する名称の使用を禁止することを明らかにし、また添加物だけでなく食品として用いることを目的とする化学的合成品や放射線を照射した食品等はこれを一般的に禁止し、疑わしき使用せずの原則の適用であります。この、人の健康の保持に支障を及ぼすおそれがないかどうかの厳重な安全性を確かめる試験検査をパスしたものをだけ売つてもよいと認めることにしております。

第三に表示についてでございますが、現行法では公衆衛生の見地から厚生大臣が定めることになつておりましたが、第一でも述べたことですがこれを人の健康の保持をはかるために改め、新たに厚生大臣は、一般消費者が食品等の選択を適切にできるように表示の基準を設けることができるようにし、その基準に違反する営業者を公表できるようにし、さらに従来あげ底や単に表面だけをよくみせかけたいわゆる偽和食品についても販売等の禁止ができるようにいたしました。そして現行栄養改善法第十二条に規定してあります乳児用幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適す

る旨の表示につきましては、食品法にとり込み、特別の用途は、乳児用、幼児用、妊産婦、病者用といったほんとうに人の健康の保持をはかるため必要なものだけに限定し、その表示をしようとする者はすべて厚生大臣の登録を受けるべきものとした。なお、栄養改善法に残留した栄養成分の補給ができる旨の表示は、従来ビタミンCをよかに添加した等という乱用が目立ちますので、国民保健上重要な食品に、重要で必要な栄養成分を加える場合にのみ栄養成分が補給ができる旨の表示ができることにいたしました。

第四に、表示の規制を大幅にふやしました関係上、この表示の状況を監督、検査させるため、衛生面を担当する食品衛生監視員のほか、新たに食品表示監視員を設けました。さらに厚生大臣または都道府県知事は、営業の取り消し等の処分をいたしました。その旨を公表できることとし、許可営業の従事者には年二回以上の健康診断受診義務を法定する等、営業面におきましても監督権限の強化、衛生上の措置の強化をはかっております。

第五には、現在くだものや牛乳において農薬の残留が非常に問題となっておりますが、これは農薬が残留しております食品や添加物を規制するだけでは不十分と考えまして、農林大臣は食品法に規定しております農薬の残存許容量をこえないように、農薬の使用基準を設けることとし、見本検査の際この使用基準に合っていない農薬の品質の改善等の指示ができるようにいたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(佐野芳雄君) 本日は、本案に対する趣旨説明の聴取のみにとどめておきます。

○委員長(佐野芳雄君) 児童手当法案(参第二〇号)を議題といたします。

発議者から趣旨説明を聴取いたします。渋谷

君。

○渋谷邦彦君 ただいま議題となりました児童手当法案につき提案者を代表いたしました。提案理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。

この児童手当法案は、国が児童について児童手当を支給することにより、児童の福祉を増進することを目的としております。児童の福祉を増進して、次代の社会を担う児童の心身ともに健全な成長を期することは両親の責任であるとともに、また社会の重大な責任であります。

すなわち、児童の扶養義務は、まずその両親にあることは永久に変わりませんが、ますます複雑化する現代社会においては、ただ両親にまかせておいただけでは、児童福祉を完全に守っていくことは困難であります。

ゆえに一九五九年の国連総会における児童権利宣言には、次のようにうたがっています。

すなわち、その第二条に「児童は、特別の保護を受け、また、健全、かつ、正常な方法および自由と尊厳の状態の下で身体的、知的、道徳的、精神的および社会的に成長することができ、また、その機会及び利益を法律その他の手段によって与えられなければならない。この目的のために法律を制定するに当っては、児童の最善の利益について、最高の考慮が払われなければならない」とあります。

わが国においても一九五一年に児童憲章が制定され、その第一に「すべての児童は心身ともに健康に生まれ、育てられ、その生活を保障される」と定められているのであります。

このような児童福祉の精神から、すでに児童に對して虐待の禁止、一定年齢以下の児童の就業禁止、義務教育の無償実施など多くの施策が講ぜられておりますが、さらに一歩前進して児童手当制度の実現こそわが国において緊急に要求される最も重要な政策であります。

一九四七年敗戦後の間もない時代に、すでに児童手当制度の創設が要望されていたにもかかわらず二十余年を経過した今日において、いまだにお

府はいまだに調査や検討に時を費やすのみで、具体的な成果をみておりません。しかも政府が閣議決定した昭和三十三年の国民所得倍增計画にも、昭和四十年の中期経済計画にも、昭和四十三年の経済社会発展計画にも、みな児童手当制度の早期実現を明らかにしておきながら、今日に至るまで政府みずからこれを守ろうとしていないのであります。

衆参両院の社会労働委員会において、しばしば早期実現を与野党一致して決議しており、他方百二十三の地方公共団体が現在すでに児童手当を条例により実施しております。国会に對する請願、陳情等による国民の創設を要望する声に至っては、枚挙にいとまがないのであります。さらに社会保障関係の各種審議会等においても、幾度かその実現を政府に對して要望してまいりました。

公明党においては、第五十八及び第六十一両国会に児童手当法案を提出して、その早期成立を強く要請してきました。しかるに政府は、その後も児童手当懇談会の結論を待つといつているのみで、具体案の発表もなく、昨年末には懇談会の結論が出たにもかかわらず、ついに本制度の実現に踏み切らず、昭和四十四年度予算案には、わずかに厚生省設置法の一部改正によって臨時の児童手当審議会を二カ年間設置することにどまつたことは、児童手当の創設を引き延ばす以外の何ものでもありません。

そもそも、児童手当制度の基本理念としては、いろいろの考え方がありますが、今日のわが国の現状において、この制度の実現が社会保障制度の充実に大きく貢献することを見のがすわけにはいきません。ILO第一〇二号条約は社会保障の對象として疾病、出産、失業、老齢、業務傷害、多子、廃疾遺族をあげておりますが、多子を除くすべての項目は厚い薄いの相違はあるにしても一応わが国においてその制度が確立しております。しかして、多子家庭の貧困化を防ぐことのみがわが国ではいまだに実現しておりません。

わが国の社会保障が救貧から一歩を進めて防貧政策を立てるべきときであると、われわれは考えるのであります。児童手当は、児童の福祉の増進という広い目的のために支給されるのであります。結果としては、その他の効果とともに多子貧困の問題について、防貧をもたらすものであることは、あらためて言うまでもないところであります。

わが公明党においては、党結成以来社会保障政策に最も力を入れてまいりましたが、以上の理由から昭和四十五年度には必ずこの制度が実現すべきであると考えて、ここに児童手当法案を再提出する次第であります。

以下その内容の概要を御説明いたします。

第一に国が児童手当を支給することにより児童の福祉の増進をはかることを目的とすることとした。

第二に、この法律において「児童」とは義務教育終了前の者をいうこととした。

第三に、手当は児童一人につき月三千元を、その児童を監護養育している者に支給することとした。したがって、第二子以降の児童に支給することとなります。

第四に、財源はすべて国の一般財源から支出することとした。

第五に、附則において、将来は経済成長と生活水準の向上に伴い三千元を引き上げて児童福祉の充実を期することを規定いたしました。

法案の内容の概要は以上であります。次にこの児童手当の実施にあたり、すみやかに改めるべき関連のある諸制度について申し上げます。児童福祉法では健全育成対策を推進し、また保育に欠ける乳幼児に對しては無料で保育所に入所せしめることとし、保育施設の拡充をはかる必要があります。また、生活保護費、母子福祉年金、児童扶養手当は、それぞれの目的をもって実施されている制度ゆえ併給することとした。また、特別児童扶養手当は介護手当の性格に改め、金額を引き上げ所得制限を撤廃して併給するようにしたいと考えます。また、母子保健法の栄養の

攝取に關する援助の規定を強化するとともに、新たに出産給付金を創設することにした。また、各種公的年金の扶養加算や所得税の扶養控除は大幅に減免し、現行の税制を根本的に検討する必要があると考へます。また優生保護法の経済的理由による人工妊娠中絶は将来削除することが望ましいのであります。さらに、児童手当制度とともに、完全雇用と公正な最低賃金制度を確立し、いやくも児童手当の創設が実質賃金の切り下げや労働強化の口実とされないよう政府は責任をもつて福祉国家の実現に努力すべきであると考へます。また、義務教育の無償すら完全に実現していない現状にかんがみ、父兄負担の教育費を軽減するために文教政策を全たからしめるようにつとめるべきものと考へております。

最後に、この法案の実施に伴い国家財政の大きな負担になる点について申し上げます。わが国の社会保障関係の予算額は、欧米先進国に比してきわめて低額であることから考へますれば、社会保障関係の予算額が増加することは、いわば当然のこととあります。

一方、公明党は別途社会保障基本法案を提出しており、その成立を期することになっておりますが、この基本法の成立によって、国は所要の財源を十分に確保できることといたしております。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐野芳雄君) 本日は、本案に対する趣旨説明の聴取のみにとどめておきます。

○委員長(佐野芳雄君) 心身障害者対策基本法案(衆第三七号)を議題といたします。

提出者衆議院社会労働委員長代理理事栗山ひで君から趣旨説明を聴取いたします。栗山君。

○衆議院議員(栗山ひで君) ただいま議題となりました心身障害者対策基本法案につき、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

心身障害者の福祉については、ますますその重

要性を加へ、社会的関心の高まりをみておりますが、心身障害者に対して社会連帯、人間尊重の理念から、そのハンディキャップをできるだけ軽減し、個人の尊厳にふさわしい生活を保障していくことは、高度の福祉社会の建設を進めているわが国にとって当然の責務と考へられるのであります。

申すまでもなく、心身障害者に対する福祉施策は、医療、訓練、教育、雇用の促進、年金の支給等きわめて広範多岐にわたり、しかもこれらの施策は有機的連携のもとに、総合的に推進されなければなりません。

近年、これらの個々の施策については、徐々に改善充実がはかられてまいりましたが、これらの施策は、関係各省または省内各部署に所管が分かれて実施され、各施策間の連携調整が不十分のため心身障害者対策の推進に障害となっているのが実情であります。したがって、現在、心身障害者福祉対策としては一貫した体系、有機的連携のもとに、障害の種類程度等に応じたきめこまかい施策を強力に推進していくことが最も強く要請されているところであります。

このように観点から、昭和四十二年度以来、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党においては、それぞれ心身障害者福祉対策の推進をはかるべく、心身障害者対策基本法の制定について検討をすすめて、さらに、昭和四十三年十二月からは衆議院社会労働委員会に障害者対策小委員会を設置して審議を重ね、今般よりよくその提案の運びとなつた次第であります。

次に、その主な内容について申し上げます。

第一に、この法律は、心身障害者対策に関する国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、心身障害者の発生予防に関する施策及び医療、保護、教育、雇用の促進、年金の支給等の心身障害者の福祉に関する基本的事項を定め、心身障害者対策の総合的推進をはかることを目的とするものであります。

第二に、この法律において心身障害者とは、身体障害または精神薄弱等の精神的欠陥があるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者をいうものとてあります。

なお、これら心身障害者の福祉に関する施策は、心身障害者の年齢及び心身障害の種類や程度に応じて、かつ、有機的連携のもとに総合的に策定され、実施されなければならないものとしてあります。

第三に、心身障害者に対する基本的施策として国及び地方公共団体は次のような施策を講じなければならないものとしてあります。

すなわち、心身障害者の発生予防対策としては、必要な調査研究、母子保健対策、原因傷病の早期発見及び早期治療等の推進を、心身障害者福祉対策としては、更生医療及び補装具の給付並びに適切な保護、医療、訓練及び授産等の実施、心身障害者の教育の改善充実、心身障害者に適した職業訓練及び雇用の促進、その他年金の支給、資金の貸し付け、住宅の確保等の必要な施策を講じなければならないものとしてあります。

第四に、総理府に中央心身障害者対策協議会を設置することとてあります。同協議会は心身障害者に対する基本的総合的施策の樹立について必要な事項の調査審議を行なうとともに、心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要するものに関する基本的事項の調査審議を行ない、あわせて内閣総理大臣または関係各大臣に対して意見を述べることができるとしてあります。

なお、都道府県及び指定都市に心身障害者対策を推進するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を行なう地方心身障害者対策協議会を設置するものとしてあります。

以上が本法律案の提案理由とその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐野芳雄君) 本日は、本案に対する趣

旨説明の聴取のみにとどめておきます。

○委員長(佐野芳雄君) 社会保障制度等に関する調査中、優生保護法の改正に関する件を議題といたします。

本件につきましては、横山フク君から委員長の手元に優生保護法の一部を改正する法律案の草案が提出されておりますので、この際、まず、提案者から草案の趣旨について説明を聴取いたします。横山君。

○横山フク君 ただいま議題となりました優生保護法の一部を改正する法律案の草案について、御説明申し上げます。

優生保護法により人工妊娠中絶をできるだけ少なくしていく方策として、昭和二十七年に合理的な家族計画運動を推進することが定められ、また、その方針を受けて、優生保護法の中に受胎調節指導員の制度が設けられたのであります。その後昭和三十年には、その運動を一そう効果的にしめるために、指導員が指導にあたつては、受胎調節に必要な薬品を配布できる旨を第三十九条に定めたのであります。

しかるところ、この措置は、薬事法に定める医薬品販売の原則、すなわち医薬品の販売は、薬事法に一定の資格を有する者が、一定の店舗において販売するという原則に抵触いたしますので、この例外措置を存続させるべきかどうかについて五年ごとに、検討を加へることとされたのであります。そして、五年間の期限は、三回更新されてまいつたのであります。本年の七月三十一日をもって現行法の期限が切れることとなります。しかし、今日においてもこの特例を続けていく必要は、依然として存続しているものと考えられますので、さらに五年間の延長をはかりたいと考へております。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(佐野芳雄君) 本日は、草案に対する趣

旨説明の聴取のみにとどめておきます。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時十七分散会

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は四月二十四日）

一、船員保険法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月九日）

五月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、食品衛生法等の一部を改正する法律案（渋谷邦彦君外一名発議）

一、児童手当法案（渋谷邦彦君外一名発議）

一、心身障害者対策基本法案（衆）（予備審査のための付託は同日）

一、衛生検査技師法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二十四日）

食品衛生法等の一部を改正する法律案
食品衛生法等の一部を改正する法律

（食品衛生法の一部改正）
第一条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「食品衛生法目次」を「食品法目次」に、「標示」を「表示」に、「食品衛生調査会」を「食品審議会」に改める。

題名を次のように改める。

食品法
第一条を次のように改める。

第一条 この法律は、食品等に関し、人の健康の保持を図るために必要な規制を行なうとともに、一般消費者の選択に資するため適正な表示が行なわれるようにし、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条中第六項及び第七項を削る。
第五条第一項中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 食品又は添加物として用いることを目的とする化学的合成成品（厚生大臣の指定する化学的合成成品を除く）及びその製剤並びに当該化学的合成成品又はその製剤を添加物として含む食品は、販売し、又は販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

前項の指定は、政令で定める試験検査の結果に基づき、人の健康の保持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る、することができ。

第六条の次に次の一条を加える。

第六條之二 厚生大臣が定める場合を除いては、放射線を照射した食品又は添加物（これを含む食品を含む）は、販売し、又は販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

前条第二項の規定は、前項の厚生大臣の定めについて準用する。

第七条第一項中「公衆衛生の見地から」を「人の健康の保持を図るため」に改め、「成分」の下に「その食品又は添加物に含まれ、又は附着している物を含む。」を加える。

「第四章 標示」を「第四章 表示」に改める。

第十一条第一項中「公衆衛生の見地から」を「人の健康の保持を図るため」に、「標示」を「表示」に改め、「必要な基準」の下に「（一定の名称を用いるべき旨又は用いてはならない旨の定めを含む。第十一条の三第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「標示」を「表示」に改める。

第十一条の次に次の二条を加える。

第十一条之二 損傷の隠蔽、偽装その他の事由により、一般消費者の選択を誤らせるおそれがある食品又は添加物は、販売し、又は販売の用に供するために陳列してはならない。

ときは、省令で定めるところにより審査し、当該食品が当該用途に適し、かつ、当該表示が適正であると認めるときは、当該食品につき、商品名、表示の内容その他の省令で定める事項を登録しなければならない。

第十一条之三 厚生大臣は、一般消費者の選択に資するため、販売の用に供する食品又は添加物で適正な表示をすることが特に必要であると認められるものの表示につき、関係行政機関の長の意見をきいて、必要な基準を定めることができる。

厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により定められた基準を守らない営業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指示に従わない営業者があるときは、その旨を公表することができる。

第十二条を次のように改める。

第十二条 何人も、食品、添加物、器具又は容器包装に関し、人の健康の保持に支障を及ぼすおそれのある虚偽の、又は人を惑わすような表示又は広告宣伝をしてはならない。

第四章中第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条之二 前条の規定に該当する場合を除くほか、何人も、食品又は添加物に関し、一般消費者の選択を誤らせるおそれのある虚偽の、又は人を惑わすような表示又は広告宣伝をしてはならない。

第十二条之三 販売の用に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他の人の健康の保持を図る特別の用途に適する旨の表示をしようとする者は、厚生大臣の行なう登録を受けなければならない。

前項の登録を受けようとする者は、その登録のための審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

厚生大臣は、第一項の登録の申請を受けた

厚生大臣は、第三項の規定による登録を受けて表示をする者が前項に規定する表示をせず又は虚偽の表示をしたときは、当該登録を取り消すことができる。

前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、省令で定める。

第十四条第一項中「公衆衛生の見地から」を「人の健康の保持を図るため」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「手数料」を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の製品検査を受けようとする者は、製品検査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十五条及び第十六条中「標示」を「表示」に改める。

第十七条第一項中「必要があると認めるときは」を「この法律（第十一条の三を除く）に規定する権限を行使するために必要な限度において」に、「営業を行なう者」を「営業者」に、「当該官吏員」を「当該職員」に、「臨検し」を「立ち入り」に、「限度において」を「最少数量に限り」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に、「当該官吏員」を「当該職員」に、「臨検検査」を「立入検査」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

厚生大臣又は都道府県知事は、第十一条の三に規定する権限を行使するために必要な限度において、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に営業の場所、

同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「標示」を「表示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の栄養成分は、厚生大臣が食品ごとに定めるものとする。

第十六条の見出し及び同条第一項中「特殊栄養食品」を「栄養補給食品」に改め、同項中「標示」を「表示」に改め、同条第三項中「食品衛生法」を「食品法」に改める。

第十七条（見出しを含む。）中「特殊栄養食品」を「栄養補給食品」に、「標示」を「表示」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「表示内容」を「表示内容」に改める。

第十九条第一項中「特殊栄養食品の標示」を「栄養補給食品の表示」に改める。

（農業取締法の一部改正）
第三条 農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十条の三の規定により使用基準が定められている種類に属する農薬については、申請書に記載する使用方法又は使用上の注意事項が当該使用基準に適合していないとき。

第六条の二の次に次の一条を加える。

第六条の三 第二条の登録を受けた者は、第十条の三の規定により使用基準が設定され、又は変更されることにより登録票に記載する第二条第二項第四号の使用方が当該使用基準に適合しないこととなるときは、その使用方法を当該使用基準に適合するように変更する

ため、その設定又は変更の期日の二週間前までに、省令で定める事項を記載した申請書及び登録票を農林大臣に提出して、当該登録票の書替交付を申請しなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による申請を受け

た場合において、当該申請に係る使用方法が当該使用基準に適合すると認めるときは、遅滞なく、当該登録票を書き替えて交付しなければならない。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（使用基準）

第十条の三 農林大臣は、農薬の使用により食品又は添加物に含有される有害成分が食品法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第七條第一項の規定により定められた食品又は添加物の成分の規格に適合しないこととなることを防止するため、農薬の種類ごとに、必要な使用基準を定めるものとする。

2 第一条の二第二項の規定は、使用基準を設定し、変更し、又は廃止しようとする場合に準用する。

第十二条第一項中「又は農薬の使用が」の下に「第十条の三の規定により定められた使用基準に適合しないか又は」を加え、「人畜又は」を「人畜若しくは」に改める。

第十六条中「変更しようとするとき、」の下に「第十条の三の規定により使用基準を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、」を加える。

第十八条第一号中「第六条第二項」の下に、「第六条の三第一項」を加える。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十五年六月一日から施行する。

（食品衛生法の一部改正に伴う経過規定）
第二条 この法律の施行の際現に改正前の食品衛生法第六條（同法第二十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定により人の健康をそこなうおそれがないものとして定められている化学的合成品は、改正後の食品法（以下「新法」という。）第六條第一項（新法第二十九條第一項において準用する場合を含む。）以下この条にお

いて同じ。）の指定がされたものとみなす。

2 新法第六條第一項の規定は、この法律の施行の際現に一般に食品として販売されている化学的合成品及びその製剤で厚生大臣の指定するものについては、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。ただし、同項の指定は、その期間内においてもすることができ。

3 厚生大臣は、新法第六條第一項の規定の基礎とすべき試験検査が時日を要するためにやむを得ない必要があると認めるときは、その必要があると認める食品につき、前項の期間を一年をこえない範囲内において延長することができ

る。

第三条 この法律の施行の際現に改正前の栄養改善法第十二條第一項の規定による乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適用する旨の標示の許可を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、新法第十二條の三第一項の規定にかかわらず、従前の例により当該許可に係る標示をすることができ。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対して登録又は登録拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

（栄養改善法の一部改正に伴う経過規定）
第四条 この法律の施行前にした改正前の栄養改善法第十二條第一項の規定に違反する行為で、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適用する旨の標示に係るものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）
第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第九号中「食品衛生」を「食品等に係る規制」に改める。

（風俗営業等取締法の一部改正）
第六条 風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「食品衛生法」を「食品法」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）
第七条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第十八号中「栄養食品の標示」を「栄養補給食品の表示」に改め、同条第三十二号中「容器包装」の下に（以下この号において「食品等」という。）を加え、「必要な製品検査を行なうこと」を「及び必要な製品検査を行ない、並びに食品等の表示につき、必要な基準を定めること」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三十二の二 食品法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に定める特定用途向食品の登録をすること。

第五條第三十四号を次のように改める。

三十四 食品衛生監視員をして食品法又は栄養改善法の定める営業施設につき、必要な立入検査を行なわせ、必要な場合において試験用物品を収去させ、及び食品表示監視員をして食品法の定める営業施設につき、必要な立入検査を行なわせること。

第九条の二第一項第八号及び第九号を次のように改める。

八 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装（次号において「食品等」という。）に関し、人の健康の保持を図るために必要な規制を行なうこと。

九 食品等に係る表示の適正化に関すること。

第十八條第一項第三号中「特殊栄養食品」を「栄養補給食品」に改める。

第二十九條第一項の表中食品衛生調査会の項を次のように改める。

食品審議会 厚生大臣の諮問に依りて、飲食に係る人の健康の保持及び食品等の表示に関する重要事項を調査審議すること。

(死体解剖保存法の一部改正)
第八条 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第五号及び第七号第四号中「食品衛生法」を「食品法」に改める。
(農林物資規格法の一部改正)
第九条 農林物資規格法(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第二十三号中「食品衛生法」を「食品法」に改める。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)
第十条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「食品衛生法」を「食品法」に改める。
(製菓衛生師法の一部改正)
第十一条 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第二条中「食品衛生法」を「食品法」に改める。

(環境衛生金融公庫法の一部改正)
第十二条 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「食品衛生法」を「食品法」に改める。

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、平年度約四億円の見込みである。

児童手当法案
児童手当法

目次
第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 児童手当の支給(第四条—第十一条)
第三章 不服申立て(第十二条—第十四条)
第四章 雑則(第十五条—第三十条)
附則

第一章 総則
(この法律の目的)
第一条 この法律は、国が、児童について、児童手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
(児童手当の趣旨)
第二条 児童手当は、児童の心身の健全な成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。
(用語の定義)
第三条 この法律において「児童」とは、義務教育終了前(十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合に、その在学する間を含む)の者をいう。

2 この法律にいう「父」には、母が当該児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないがその母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。
第二章 児童手当の支給
(支給要件)
第四条 国は、児童を監護する者に対して、次の各号に掲げる順位により、児童手当(以下「手当」という)を支給する。
一 児童の父又は母
二 児童に対して親権を行なう者で父母以外のもの
三 児童の後見人
四 児童の生計を維持する者(前各号に該当する者を除く。)

五 前各号に該当する者以外の者
2 前項第一号の場合においては、養父母、実父

母の順とする。
3 第一項第一号及び第二号の場合において同順位者が二人以上あるときは、これらの者のうち当該児童の生計を維持する者があるときにあつては、その者に、これらの者がいづれも当該児童の生計を維持しないものであるときにあつてはこれらの者のうち主として当該児童を保護する者に支給し、同項第五号の場合において同順位者が二人以上あるときは、これらの者のうち主として当該児童を保護する者に支給するものとする。
4 第一項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童について、支給しない。
一 日本国民でないとき。
二 日本国内に住所を有しないとき。
三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号又は第二項に規定する委託(同条第一項第三号に規定する保護受託者に委託する場合を除く。)又は入所の措置その他政令で定めるこれらに準ずる措置を受けているとき。

(手当額)
第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三千円に、前条に定める支給要件に該当する者が監護する同条第四項各号に該当しない児童の数を乗じて得た額とする。
(認定)
第六条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするとき

も、同項と同様とする。
(支給期間及び支払期月)
第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合においてその理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。
3 手当は、毎年三回、政令で定める期月に、それぞれ前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(手当の額の改定)
第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護する児童があるに至つた場合及び現に監護する児童について手当を支給し又は増額すべき事由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行なう。
2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

3 手当の支給を受けている者につき、その監護する児童の数が減じた場合及び現に監護する児童について手当を支給すべきでない又は減額すべき事由が生じた場合における手当の額の改定は、その数の減じた日又はその事由の生じた日の属する月の翌月から行なう。
(支給の制限)
第九条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給

も、同項と同様とする。
(支給期間及び支払期月)
第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合においてその理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。
3 手当は、毎年三回、政令で定める期月に、それぞれ前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(手当の額の改定)
第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護する児童があるに至つた場合及び現に監護する児童について手当を支給し又は増額すべき事由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行なう。
2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

3 手当の支給を受けている者につき、その監護する児童の数が減じた場合及び現に監護する児童について手当を支給すべきでない又は減額すべき事由が生じた場合における手当の額の改定は、その数の減じた日又はその事由の生じた日の属する月の翌月から行なう。
(支給の制限)
第九条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給

も、同項と同様とする。
(支給期間及び支払期月)
第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月の翌月から始める。
3 手当は、毎年三回、政令で定める期月に、それぞれ前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(手当の額の改定)
第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護する児童があるに至つた場合及び現に監護する児童について手当を支給し又は増額すべき事由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行なう。
2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

しないことができる。

一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十四条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の見聞に応じなかつたとき。

二 受給資格者が、当該児童の監護を著しく怠つてゐるとき。

第十条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は書類の提出をしないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。

(未支払の手当)

第十一条 手当の受給資格者が死亡した場合においてその死亡した者に支払うべき手当でまだその者に支払つていなかつたものがあるときは、当該児童にその未支払の手当を支払うことができる。

第三章 不服申立て

(異議申立て)

第十二条 都道府県知事のした手当の支給に関する処分不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

(決定又は裁決をすべき期間)

第十三条 都道府県知事は、前条の異議申立てがあつたときは、六十日以内に、当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

2 異議申立人は、前項の期間内に決定がないときは、都道府県知事が異議申立てを棄却したものとみなすことができる。

3 前二項の規定は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が第二十八条の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求に対して都道府県知事がすべき裁決について準用する。

(不服申立てと訴訟との関係)

第十四条 第十二条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経

た後でなければ、提起することができない。

第四章 雑則

(事務費の交付)

第十五条 国は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、都道府県知事及び市町村長がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

(時効)

第十六条 手当の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(不正利得の徴収)

第十七条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、厚生大臣は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。

(受給権の保護)

第十八条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(公課の禁止)

第十九条 租税その他の公課は、手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(生活保護法との関係)

第二十条 手当の支給を受ける権利又は手当として支給を受けた金銭は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四条第一項又は第八条第一項の規定の適用については、その者の利用し得る資産又は金銭には含まれないものとす。

(期間の計算)

第二十一条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法(明治

二十九年法律第八十九号)の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第二十二条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、都道府県知事(第二十八条の規定による委任に基づいて事務を行なう市町村長を含む。)又は受給資格者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護する児童の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

(届出)

第二十三条 手当の支給を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類を提出しなければならない。

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(調査)

第二十四条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(手当の支払の調整)

第二十五条 手当を支給すべきでないにもかかわらず手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。

(手当の支払)

第二十六条 手当の支払に関する事務は、政令の定めるところにより政令で定める機関に取り扱わせる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定により郵政大臣が手当の支払に関する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

(実施命令)

第二十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

(事務の委任)

第二十八条 手当の支給に関する事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長に行なわせることができる。

(手当の額の増額)

第二十九条 手当の額は、国の財政事情、国民の生活水準等を勘案して、漸次増額されるべきものとする。

(罰則)

第三十条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十五年六月一日から施行する。ただし、附則第二項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(認定の請求に関する経過措置)

2 昭和四十五年六月一日において手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、当該手当について第六条第一項の認定の請求の手続を

とることができる。

3 第二十二条の規定は、前項の規定による請求に關して必要な戸籍の証明について準用する。

4 第十五条、第二十四条及び第二十八条の規定は、附則第二項の規定による請求に關する事務に關して準用する。

5 第三十条の規定は、昭和四十五年六月一日前にした行為に關しても適用があるものとする。

(手当の支給に關する経過措置)

6 附則第二項の手続をとつた者がこの法律の施行の際手当の支給要件に該當しているときは、その者に対する手当の支給は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和四十五年六月から始める。

7 この法律の施行の際現に手当の支給要件に該當している者又はこの法律の施行後昭和四十五年七月三十一日までの間に手当の支給要件に該當するに至つた者が同年八月三十一日までの間に第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、第七条第一項の規定にかかわらず、同年六月又はその者が手当の支給要件に該當するに至つた日の属する月の翌月から始める。

8 昭和四十五年における手当の支払については、第七条第三項中「毎年三回」とあるのは、「二回」と読み替へるものとする。

(地方財政法の一部改正)

9 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「船員保険」の下に「児童手当」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

10 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条中第五号の三を第五号の四とし、第五号の二を第五号の三とし、第五号の次に次の一号を加える。

五の二 児童手当法(昭和四十五年法律第

号)を施行すること。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度において約七千四百五十億円、平年度において約九千三百九十三億円の見込みである。

心身障害者対策基本法案

心身障害者対策基本法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 心身障害者の発生の予防に關する基本的施策(第九条)

第三章 心身障害者の福祉に關する基本的施策(第十条―第二十六条)

第四章 心身障害者対策協議会(第二十七条―第三十条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、心身障害者対策に關する国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、心身障害者の発生の予防に關する施策及び医療、訓練、保護、教育、雇用の促進、年金の支給等の心身障害者の福祉に關する施策の基本となる事項を定め、もつて心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「心身障害者」とは、肢體不自由、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害若しくは言語機能障害、心臓機能障害、呼吸器機能障害等の固定的臓器機能障害又は精神薄弱等の精神的欠陥(以下「心身障害」と総稱する。)があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者という。

(個人の尊厳)

第三条 すべての心身障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、心身障害者の発生を予防し、及び心身障害者の福祉を増進する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、社会連帯の理念に基づき、心身障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

(自立への努力)

第六条 心身障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参与するよう努めなければならない。

2 心身障害者の家庭にあつては、心身障害者の自立の促進に努めなければならない。

(施策の基本方針)

第七条 心身障害者の福祉に關する施策は、心身障害者の年齢並びに心身障害の種類及び程度に應じて、かつ、有機的連けの下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

第二章 心身障害者の発生の予防に關する基本的施策

第九条 国及び地方公共団体は、心身障害者の発生の原因及びその予防に關する調査研究を促進しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、心身障害者の発生の予防のため、必要な知識の普及、母子保健対策の強化、心身障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

第三章 心身障害者の福祉に關する基本的施策

(医療、保護等)

第十条 国及び地方公共団体は、心身障害者が生活機能を回復し、又は取得するために必要な医療の給付を行ない、及び心身障害者の障害を補うために必要な補装具その他の用具の給付を行なうよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、心身障害者の年齢並びに心身障害の種類及び程度に應じ、施設に収容し、又は通わせて、適切な保護、医療、生活指導その他の指導、機能回復訓練その他の訓練又は授産を行なうよう必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前二項に規定する医療、指導、訓練及び補装具その他の用具の研究及び開発を促進しなければならない。

(重度心身障害者の保護等)

第十一条 国及び地方公共団体は、重度の心身障害者があり、自立することの著しく困難な心身障害者について、終生にわたり必要な保護等を行なうよう努めなければならない。

(教育)

第十二条 国及び地方公共団体は、心身障害者がその年齢、能力並びに心身障害の種類及び程度に應じ、充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、心身障害者の教育に關する調査研究を促進しなければならない。

(訪問指導等)

第十三条 国及び地方公共団体は、心身障害者の家庭を訪問する等の方法により必要な指導、訓練又は日常生活上の世話が行なわれるよう必要な施策を講じなければならない。

(職業指導等)

第十四条 国及び地方公共団体は、心身障害者がその能力に應じて適当な職業に従事することができるようにするため、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

ればならない。

2 国及び地方公共団体は、心身障害者に適した職種及び職域に関する調査研究を促進しなければならない。

(雇用の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、心身障害者の雇用を促進するため、心身障害者に適した職種又は職域について心身障害者の優先雇用の施策を講じ、及び心身障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(判定及び相談)

第十六条 国及び地方公共団体は、心身障害者に関する各種の判定及び相談業務が総合的に行なわれ、かつ、その制度が広く利用されるよう必要な施策を講じなければならない。

(措置後の指導助言等)

第十七条 国及び地方公共団体は、心身障害者が心身障害者の福祉に関する施策に基づく各種の措置を受けた後日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう指導助言をする等必要な施策を講じなければならない。

(施設の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、第十条第二項及び第三項、第十二条並びに第十四条の規定による施策を実施するために必要な施設を整備するよう必要な措置を講じなければならない。

2 前項の施設の整備に当たっては、同項の各規定による施策が有機的かつ総合的に行なわれるよう必要な配慮がなされなければならない。

(専門的技術職員等の確保)

第十九条 前条第一項の施設には、必要な員数の専門的技術職員、教職員その他の専門的知識又は技能を有する職員が配置されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する者その他心身障害者の福祉に関する業務に従事する者及び第十条第一項に規定する用具に関する専門的技術者の養成及び訓練に努めなければならない。

(年金等)

第二十条 国及び地方公共団体は、心身障害者の生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に關し必要な施策を講じなければならない。

(資金の貸付け等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、心身障害者に対し、事業の開始、就職、これらのために必要な知識技能の修得等を援助するため、必要な資金の貸付け、手当の支給その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、心身障害者の生活の安定を図るため、心身障害者のための住宅を確保し、及び心身障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、心身障害者による交通施設その他の公共施設の利用の便宜を図るため、施設の構造、設備の整備等について適切な配慮がなされるよう必要な施策を講じなければならない。

(経済的負担の軽減)

第二十三条 国及び地方公共団体は、心身障害者及びこれを扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は心身障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

2 日本国有鉄道は、心身障害者及びこれを扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は心身障害者の自立の促進を図るため、特に必要があると認めるときは、心身障害者及びその介護者の運賃等の軽減について配慮するよう努めなければならない。

(施策に対する配慮)

第二十四条 心身障害者の福祉に関する施策の策定及び実施に当たっては、心身障害者の父母その他心身障害者の養護に当たる者がその死後における心身障害者の生活について懸念することのないよう特に配慮がなされなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、心身障害者の文化的意欲を満たし、若しくは心身障害者に文化的意欲を起こさせ、又は心身障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行なうことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(国民の理解)

第二十六条 国及び地方公共団体は、国民が心身障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

第四章 心身障害者対策協議会

(中央心身障害者対策協議会)

第二十七条 総理府に、附屬機関として、中央心身障害者対策協議会(以下「中央協議会」といふ)を置く。

2 中央協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 心身障害者に関する基本的かつ総合的な施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。

二 心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要するものに関する基本的事項を調査審議すること。

3 中央協議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ。

第二十八条 中央協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 中央協議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 中央協議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

4 中央協議会の専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 中央協議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 中央協議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

第二十九条 前二条に定めるもののほか、中央協議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方心身障害者対策協議会)

第三十条 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」といふ)を含む。以下同じ)に、当該都道府県における心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るため、地方心身障害者対策協議会を置く。

2 都道府県に置かれる地方心身障害者対策協議会及びその委員に關し必要な事項は、条例で定める。

3 市町村(指定都市を除く)に、当該市町村における心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るため、条例の定めるところにより、地方心身障害者対策協議会を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中社会保障制度審議会の

項の次に次のように加える。

中央心身障害者
対策協議会

心身障害者対策基本法
(昭和四十五年法律第
号)の規定によ
りその権限に属せしめ
られた事項を行なうこ
と。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約百八
十八万三千円の見込みである。

第七部

社会労働委員会会議録第十九号

昭和四十五年五月十一日

【参議院】

昭和四十五年五月二十九日印刷

昭和四十五年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局